

# 第 2 2 回議会運営委員会記録

令和 6 年 5 月 1 0 日

【開催日】 令和6年5月10日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時18分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	伊場勇	委員	大井淳一郎
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	恒松恵子		

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係長	岡田靖仁
----	-----	------	------

【審査内容】

- 1 陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）
- 2 服装の自由化について
- 3 一般質問について
- 4 その他

---

午前10時 開会

---

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから第22回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項の1点目、陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）についてです。前回の議会運営委員会の際に、私が回答案を作成して、次回の議会運営委員会で諮りましようということでしたので、案をつくっております。この案を今から読み上げていきますので、修正とか訂正とか、または皆さんの御意見があ

ればお聞きしたいと思います。長文になりますので、全てを一括して読むのではなくて、いいところで一度区切りますので、よろしく願いいたします。陳情・要望書の件名は先ほど言いました。陳情書の内容から読み上げます。「審査結果、まず、山田伸幸議員は、令和6年1月30日において、議会報告会を欠席し、政務活動費を使用して研修に出席していたことを確認した。山田議員がこのように行動した理由は、次のとおりであることが分かった。1、研修への出席は公務であると考えていたため。2、民生福祉常任委員長から欠席の許可を得たと考えていたため。3、1月30日の議会報告会に必ず出席しなければならないとは考えていなかったため。これらに対して、議会運営委員会は、それぞれ次のとおり確認した。1、議員派遣により行われる議会報告会は公務であり、政務活動費を使用して参加する研修は公務以外の活動である。2、民生福祉常任委員長は議会報告会の欠席に係る許可権者ではなく、今回の欠席は議長に届け出るべきであった。しかし、届出に係る手続が明確ではないため、今後、検討する必要がある。3、広聴特別委員会において、議会報告会を欠席して研修に行く議員がいることが事前に分かっていたにも関わらず、議会報告会が公務に属している旨や全議員に出席義務がある旨の周知が徹底されていなかった。」。今読み上げた内容についての御意見等がございましたらお願いいたします。少し時間を置きますので、どうぞ考えてください。

伊場勇委員 「議会運営委員会は、それぞれ次のとおり確認した」というところの2番、「しかし、届出に係る手続が明確ではないため、今後、検討する必要がある。」ということで、明確ではない現状について確認したいです。

岡田議会事務局議事係長 それでは、現状につきまして御説明させていただきます。皆様御存じのとおり、本会議、委員会、全員協議会等に御欠席される場合には、任意の参考様式がございまして、これを御提出いただいているところがございます。それに対しまして、それ以外の公務の欠席

につきましては、現状、届出を参考様式として設定しているものは特に  
ございません。慣例としては、御連絡を頂いて届け出ていただく形にな  
っております。以上でございます。

宮本政志委員長　そうですね。今、伊場委員がおっしゃったように、この届出  
に関しては、事前や事後などいろいろありますけれど、今後の議会基本  
条例の検証のときにも、こういったことを踏まえて議論していく必要が  
出てくるでしょうね。そのほかございますか。

笹木慶之委員　これは会派を代表してという話もあるのであえて申し上げます。  
先ほど言った2番、それから3番の問題の民生福祉常任委員長は云々と  
いう部分、それから、広聴特別委員会において云々ということですが、  
いずれにしても我々の会派は、正確に理解をしておったつもりです。し  
たがって、手続が速やかにされるものということで、これはこの間も会  
派の中で言いました。これはやっぱりそうだろうなど。ただ、問題は受  
け止め方です。正確に言っていたにもかかわらず、そういう誤解を招い  
たということについては、これは考えるべきだなということはありません  
でした。ただ、その委員会の委員長としての判断については、そのように  
理解しておったつもりです。ただ、伝達がうまくいっていなかったか  
もしれないというお話はありました。一応、申し上げておきます。

宮本政志委員長　笹木委員、今の御意見の前提としておっしゃったのは、議会  
運営委員会としての確認の2と3のことなんですが、それに対して修正  
とか訂正とかはございますか。

笹木慶之委員　いえ、特にはないです。そのとおりにしなくてはならんというル  
ールを知っていたけれども、伝達行為がうまくいってなかったかもし  
れない。それは仕方ないことです。だから、自分たちの会派は理解して  
おったということです。

宮本政志委員長 はい、分かりました。そのほかはございますか。

大井淳一郎委員 この文章には目を通させていただいておりますけれども、ここに書かれてあることは、事実を確認し、議会運営委員会の見解が出されております。ここに書いてあることについて、私も異論はありません。もともとは山田議員に対する陳情ではございましたけれども、私たちの担当委員会も含めて、改めるべきところは今後このように改めていくという方向性も示されておりますので、このような回答でよろしいかと思えます。

宮本政志委員長 副委員長はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、後半の部分に入ります。訂正や修正が前半部分に影響する可能性がありますから、前半部分は、まだこの議会運営委員会において、これでいいと決定したという意味ではございません。それでは、後半のほうに行きます。「また、令和6年3月定例会において山田議員が居眠りをしていたか否かについて、山田議員からは「居眠りをした自覚はなく、居眠りをしていたか否かははっきりとは言えない」、「最近、いろいろな場面で意識が遠のくため、受診したところ、疾病があるという診断を受けた」との回答があった。議会報告会の欠席と意識が遠のいたまま採決に遅れたことに対しては、山田議員から謝罪があった。また、このたびの議会報告会の欠席の問題に至る背景や手続については、広聴特別委員長及び議会事務局からもそれぞれの不備に対しての謝罪があり、この点については議会全体で問題を共有し、改めるべきことを確認した。以上のことから、陳情事項の①から③に対しては、それぞれ次のように対応することとした。①及び③に対しては、山田議員から謝罪があり、また、その他の不備は議会全体で改めていくこととなったため、厳重な処分は行わず、また、報酬の一部返納等の議論は行わない。②に対しては、本陳情により、公務は政務より優先するという共通認識が改めて形成されたため、これを議会全体に周知する。また、広聴特別委員会から、議会報告会は公務である旨を改めて注意喚起する。」。以上でございます。

御意見等はございますか。少し時間を置きます。

笹木慶之委員 下から5行目、山田議員の「居眠りをした自覚はなく、居眠りをしていたか否かははっきりとは言えない」という発言があるんです。委員会の中での取扱いは正確に表現しないと、なかなか確認が取れないということです。ところが、その次に「最近、いろいろな場面で意識が遠のくため、受診したところ、疾病があるという診断を受けた」という回答を事実として書いているわけです。前段では、本人の意識の中で自覚はないというのが、断定となっているわけだけど、そのこととの関連性はどのように理解していいのか。本人の発言と、今度は医師のなんていう回答の発言とか、多少そこがあるように思うんだけど、それはそれでいいのだろうか。あくまで個人的な意見ですけど、どう理解していいでしょうか。

伊場勇委員 今、笹木委員がおっしゃったことについては、本人から居眠りの自覚はないということなので、これ以上調べるすべはないのかなと思います。ただ、そういう疾病があるという診断を受けたという回答があったので、それ以上は……。山田議員を擁護するわけではなくて、もちろん居眠りじゃないかと市民の方に不安な思いをさせることはあってはならないことなので、それについて山田議員は謝罪されたということですから、それ以上のことは特にないのかなと。因果関係というか調べるのができないということで、回答的にはもうこれでよろしいのではないかと思います。

笹木慶之委員 私があえてこれを申し上げたのは、発言の経緯をゆっくり確認してみるならば、やはりそこでは書いておる発言そのものが何かちょっと不安定な要素が見えましたから、あえて発言者したわけです。そのあとの回答に基づく発言そのものが、断定的な話が進み、（聴取不能）あるならば、それはそれとして受け止めざるを得ないというふうには思っております。それ以上申し上げるつもりはございません。

宮本政志委員長 この案をつくるに当たっては、正確な発言を基につくっています。そのほかはございますか。

大井淳一郎委員 山田議員は、居眠りしていた自覚はないとはっきり言えない、記憶が遠のいたことについては疾病があるということで、この因果関係を明らかにする場面ではないと思っております。この場ではですね。ただ、客観的に山田議員からこのような回答があったという事実があります。今、会議録に基づいてつくられているので、回答はこれでよろしいかと思えます。また、後段の手續等については、先ほど前段でありましたように、担当委員会など手續面で不備があったところをこのように改善していくということですので、回答もこれでよろしいかと思えます。

宮本政志委員長 今、大井委員から回答がありました。この陳情の①、②、③に対して、みらい21の御意見を頂きました。ただ、ほかの会派は、この回答についてはまだ触れられていませんが、いかがですか。

伊場勇委員 次のように対応することとしたという①、②、③に対してですね。①と③に対しては、謝罪があったということと、議会全体で改めていくと。当たり前の認識が少しできてなかったと。今、山田議員に対してですが、ほかの方もそうかもしれないというところで、今からこういった対応をしていくということになっている状況を考えると、報酬の一部返納の辺の嚴重な処分については、本人からの謝罪があったことを踏まえてこのようでもいいかと思えます。次の②については、議会全体で周知する原因となったこのたびの陳情は、誰が対象になったか、どういった議論があって、誰からどのような謝罪があったのかもはっきり明確にして、議会運営委員会が所管した部分でございますので、例えば全員協議会などにおいてしっかりと御報告する必要があるかなと、そして、周知する必要があるかなと思えます。具体的なところについてはまた議会運営委員会で話すんでしょうけど、私はそう思います。そこまで詳しく書く必

要はないと思いますので、この回答案についてはよろしいかと思ひます。

宮本政志委員長　そうすると、今、伊場委員と大井委員、つまり創政会とみらい21からは、結論としては同じですね。笹木委員はいかがですか。至誠一心会としてはどうですか。

笹木慶之委員　我々の会派としても、先ほどの欠席と意識が遠のいたため採決に遅れたこと等々に関して山田議員からの謝罪があったという事実については一応確認をされておりますから、それを前提とした取扱いでよろしいかと思ひています。

宮本政志委員長　分かりました。そうしますと、前半読み上げた部分も後半読み上げた部分も特段の修正・訂正はありませんでしたので、この回答案を回答としますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、こちらに日付を入れて議長に提出するようになると思ひますので、その辺りは私のほうで正式な案としてまとめさせていただきます。先ほど伊場委員がおっしゃったように、この陳情書中の②、公務とは何かの勉強会とテストの実施に関しては、このたび山田議員のみならず、やはり議員全員が、議会報告会だけではなくて公務というものをしっかり把握していくようになると思ひます。このきっかけになった陳情書ではなかったかと思ひます。このあたりは先ほど言いました、基本条例の検証も踏まえて、議会運営委員会のほうで今後深めていきましょう。それでは、付議事項1点目についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項2点目に入ります。服装の自由化についてです。こちらは前回の議会運営委員会でしたか。森山副委員長から提案があったんですかね。各会派に持ち帰っていただいてということをお話ししておりますが、その前に事務局、他市の参考になるようなものはありますか。

岡田議会事務局議事係長　それでは御説明します。事前に委員長から指示を受



けまして、服装の自由化につきましてお調べしたところ、服装を自由化している議会が2団体ほどございました。まず、1団体目は埼玉県議会様でございます。こちらは申合せ事項で服装の自由化を規定されておられました。内容としては、「会議等に出席する際の服装は、各議員が良識を持って判断するものとする。」と規定しているということでございました。そして、もう1団体は、埼玉県の戸田市議会様になります。戸田市議会様におかれましては、戸田市議会インクルーシブ・スタイルという宣言を出しておられまして、その内容は、見出しに「男性社会を前提とした議会における服装期待規定を撤廃し、服装を自由化します。」とございまして、指針の具体的な内容としては、議員及び傍聴者の服装を自由化しておられます。その中で、会議規則、申し合わせ事項、議会傍聴規則、委員会傍聴規程の服装に関する規定を撤廃しておられます。こちらを本市議会の会議規則等と照らし合わせて、どこが変わっているかも確認させていただきましたので、御報告させていただいてよろしいでしょうか。（「はい、どうぞ」と呼ぶ者あり）では、タブレットにも例規集等がございますので御覧いただきたいのですが、まず、会議規則においては、第152条、本市議会においては携帯品ということで、議場又は委員会の会議室に入る際に帽子、コート、マフラー等を着用し、又は携帯してはならないという規定となっておりますが、こちらを撤廃しておられます。そして、申し合わせ事項につきましては、本市議会の申し合わせ事項には服装規定がございませんので、次に行かせていただきます。傍聴規則においては第7条第4号、そして、委員会傍聴規程においては第6条第4号を撤廃しておられます。服装の自由化につきましてお調べしたことは以上になります。

宮本政志委員長 今、事務局から説明がありました。私も地方自治法云々に目を通しましたけど、うちは会議規則にのっとっていました。それを後から聞こうと思ったけど、全部説明してくれましたね。今、事務局の説明等がございました。服装の自由化については、各会派の皆さん、御意見はどのようになっておられますか。

大井淳一郎委員 私の会派は、この前集まりまして、服装の自由化について話し合いました。これについては、既に長内先生から御指摘があったところでございまして、服装の自由化については前向きに考えていこうと考えております。私たち議員に対しては、会議規則第152条に関わると思いますが、先ほど事務局から説明があった傍聴規則は、傍聴人に対するものでございます。傍聴人の服装の自由化については、私は議論していませんので、そこはまだ分かりませんが、少なくとも議員については前向きに進めていこうということで一致しております。

宮本政志委員長 大井委員、確かに長内先生の議員研修のときにいろいろな理由とか、あるいは、他市議会の例も参考に説明を受けました。先般、議会運営委員会の中で、森山副委員長から「我々も取り組んでいきたいです」という提案があり、今日議論に入っています。みらい21としては、長内先生の研修だけが根拠じゃあなくて、服装の自由化にはどういった利点やどういった根拠でいいんじゃないかということはございましたか。ほかの会派の方々もその辺があれば、御意見を頂きたいなと思うんです。

大井淳一郎委員 詳しい議論をしているわけではないんですけれども、正直、長内先生の投げかけがきっかけではあります。ただ、私たちもこれからクールビズになりましてネクタイも外していきますし、果たしてそれだけでいいのかということもあります。インクルーシブという言葉まで、そんな高尚な言葉は使ってはいませんが、やはりこれからはもう少し身近な議会であるために、そういうところから始めてもいいのではないかと。これをやるとよく出てくるのが、どこまでの服装が許されるのかということなんですけれども、これは議員の格好を見て判断するのは市民の皆様、有権者の皆様ですので、それはまた今後の課題だと思っております。ですから、まず、前向きに服装の自由化について進めていき、第152条の撤廃をやるかどうかは、今後みんなで話し合っていければよろしいかと思っております。

笹木慶之委員 我々の会派としての考え方ですが、やはり大前提は、その辺りの服装については良識を持って判断するということでした。ただ、この関係についてはやはり研修会を通して考えるべき事案もあるということで、今後についてはやはりいろいろな立場で考えていかなければなりません。ただ、服装だけの問題ではなしに、いろいろな議会運営の問題であるとか、あるいは委員会における考え方の問題とかはあるかと思えます。それを併せて考えていくべきではないかという意見が出ておりますが、まだそこまで細かい段階までは至っておりません。ですから、単純に服装をこうすればいいじゃないかというような議論にはなっていないと思いますが、いずれにしても、やはり良識を持って立場を考えながら適切な対応をしていきたいと申し上げておきます。

伊場勇委員 服装の自由化については、研修の中でも「議会は社会の縮図、あるいは模範である」とありました。今、社会ではフォーマルの形も変わってきていますし、都心などに行くと、Tシャツで上にジャケットを羽織る企業も多くなっています。そういった形が変わってきていると感じることと、服装が自由化されて少しラフになると、いろいろな協議の場でも自由闊達な意見やシェアが広がってくると思うところがあります。また、市民から身近に感じてもらい、親しみやすい環境をつくるというところについても、議会側から積極的に動くことで、例えば、もっと傍聴に来てもらうことなどが考えられるのであれば取り組むべきです。また、自由化することによって、もっと私たちが出ていく活動がしやすくなるのかもしれない。また、来てもらう市民の方が壁を感じるのであれば、それを取っ払う必要があるのかもしれないというところは感じているので、取り組むべきであろうと思っています。良識という言葉が議員からございましたけども、今の社会状況も考えると、わざわざ申し合わせに「良識を持って判断する」などは書かなくていいんじゃないのかと。これは当たり前の話であって、もし突拍子もない格好をしてきたときには、議場であれば議長などが、委員会であれば委員長が責任を持って、

その裁量でしっかり場を整えればいいんじゃないかと思っています

宮本政志委員長　そうですね。今、伊場委員が言われた、市民との距離がすごく縮まるんじゃないかというところも論点としてあるんでしょうね。それと規律の部分では、会議規則第151条には「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とうたわれています。事務局、服装を変えていくに当たっては、もう少し議論を深めていかないといけませんので、今日、結論は出せませんが、手続はどうしたらよいかを確認していいですか。

岡田議会事務局議事係長　手続の面から申しますと、現在、本市議会におきましては、服装に関して何か手続を規定しているものはございません。そのため、委員の皆様が議運決定事項としてお決めになり、それを議員の皆様にも周知すれば、服装を自由化することについては特段支障ないものと考えております。その上で、例えば、会議規則の改正については、えり巻きとかマフラーとかを禁止する規程を削除するというのであれば、改正手続が必要になるかと思うんです。しかし、例えば、先ほど申されましたように、Tシャツの上にジャケットを着るなどといった、会議規則等に規定されていない範囲で自由化を行うに当たっては、議運決定のみでよろしいのではないかと考えております。

宮本政志委員長　局長、事務局職員の服務規程などがあるのか分からないけれど、仮に議会で服装の自由化が進んだ場合、事務局職員はどうなるのですか。これについては、各委員に会派に持ち帰っていただいて、議会運営委員会の方向性を示していかなければいけないかと思っていますんですが、現状で事務局職員の場合はどうなるのですか。

石田議会事務局長　現在、具体的に職員の服装を規定したような文書や取決めはございません。感覚的な言葉になりますが、やはり市民に不快感を与えないような服装であるべきだということがありますので、具体的な服

装は個別には規定しようがないわけです。そういったところで、何でもいいというわけにはいかないだろうと思うので、その辺りのもので判断していく必要があるとは思っております。

宮本政志委員長　そうすると、今日の話ではないですが、今から議会運営委員会で結論を出していくんです。議会運営委員会が「職員もこうだ」とは決めづらいとも感じますが、事務局職員も服装を自由化してほしいという意向や考え方は議会運営委員会として示してもいいかなと思ったんです。だから、各会派に持ち帰ってもらって、今後議論するんだけど、その方向性を決めるときには、議会の代表は議長ですから、議長と事務局とでその辺りは最終的に判断していくのがいいのかなと思います。今後議論を行っていくに当たって、あまり議会運営委員会で決めても難しいでしょうし、局長、どうですか。

石田議会事務局長　委員長がおっしゃられたとおり、検討していきたいと考えております。

宮本政志委員長　そうしますと、そのほか委員の皆さんの御意見はございますか。

伊場勇委員　自由化する場面についてですが、議員は全部の場で自由化とするのか。それとも、例えば、取りあえず委員会から自由化してみるのか。今、5月臨時会では部長級になられた方は自己紹介がございますので、議場では正装して、ネクタイをしていると。それも一つすばらしいし、いいことだと思うんです。はじめをしっかりとつけて、お互いがそこから頑張りましょうと。その辺も踏まえて、どこから、いつから始めるべきかについては、また協議が必要かと思います。委員会から始めたほうが入りやすいとも思いますが、それはまた皆さんで議論することが必要かと考えます。

宮本政志委員長　そうですね。事務局、クールビズ期間は、今月1日からですか。間違ったことを言っははいけませんから、説明してください。

岡田議会事務局議事係長　本市のクールビズ期間は、5月1日から10月31日までとなっております。そして、議会においてもこれまで慣例として同様とされているところがございます。また、先ほど伊場委員がおっしゃいましたように、5月臨時会におきましては、基本的に本会議はクールビズ、ただし、初日におきましては執行部側の挨拶があるために正装という慣例がございます。

宮本政志委員長　そうしますと、5月臨時会はもう近いですし、クールビズと服装の自由化は少し違いますので、5月臨時会云々というのは少し厳しいんじゃないかと思えます。今後、傍聴の関係をどうするのかというのも論点としては大きいところなんです。それから、伊場委員がおっしゃったように、本会議も委員会も全てなのか、あるいは、委員会だけかということも今後決めていかないといけないところがございます。そうしますと、これは議員全体に関わることでありますから、議会運営委員会のメンバーだけではなくて、委員外議員の出席も必要かと思うんですが、その辺りは皆さんいかがですか。

大井淳一郎委員　議員バッジについて、国会議員が国会議事堂に入るときには、身分証明書としてこれを着けなければいけない。地方議会はどうだったか、分かりますか。記章規程はすぐに分からないですか。実は、他市では記章規程を設けて、記章を着けなければいけないとあるんです。ただ、服装の自由化と記章については分けて考えるのか、それとも、これも含めるのか。身分証明ではないけど、顔で分かるだろうという話もあります。これも今後の議論として調べていただければと思います。私も地方議員がどうだったか思いつきません。

宮本政志委員長　そうすると、議員全体に関わることなので、議会運営委員会

の委員以外の議員にも声をかけて出席してもらって、意見を聞いていきたいと思います。その辺りは議長にも相談して、事務局とも打合せをしながら、近いうちにこれは議論を深めていきましょう。ですから、各会派で持ち帰っていただいて、早々に意見を集約していただければと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、2点目の服装の自由化については終わりますが、よろしいですね。それでは、ここで暫時休憩します。

---

午前10時42分 休憩

---

---

午前10時55分 再開

---

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。付議事項3点目に入ります。一般質問についてです。こちらについては、先般の議会運営委員会の中で各会派に持ち帰っていただいておりますので、御意見をお聞きしたいと思います。

大井淳一郎委員 一般質問につきましては、時間的なことについて前回あったかと思います。便宜上、往復70分と表現しますが、議会と執行部の答弁を合わせて70分をどうするかと。まず、この時間を見直すという方向性があり、もう1点は、片道と表現しますが、議会の持ち時間だけで判断して、執行部の答弁時間は考慮しないで、片道で何分にするかと。私が議員になる前の話ですけれど、旧小野田市議会では片道45分だったと記憶しております。これによるデメリットもありまして、執行部の答弁時間が入りませんから、議員によっては早く終ったり、聞くところによると2時間ぐらいかかる場合もあったりして、時間が読めないというデメリットがあると思います。往復の場合は、その点は心配ないんですけれども、70分の時間を見直して短くする、例えば、60分になると、私はそうでもないですけど、質問権とか何とか言う議員もいるかもしれません。ですから、どういうふうに見直すかは議論が必要だ

と思います。私の会派では、どちらがいいという結論はまだ出ておりません。皆さんと議論する中で方向性を出していきたいと思っております。

伊場勇委員 大井委員からもありましたように、往復、片道というやり方は、議会によってそれぞれ状況が違ってきます。私が感じるところからすると、本市議会の70分の一般質問では、もちろん持論をしっかりと伝えた上で、それを根拠に質問して、意見を戦わせるところは必要だと思っておりますけれども、持論がすごく長くなったり、結局、何を聞きたいのかぼやけてしまって、執行部とのやりとりが食い違ってしまう場面が多々見受けられます。傍聴に来た方からもそういう意見を頂いているところです。もっと市民に分かりやすく、また、意見がしっかり噛み合って、お互いの意見をしっかりと戦わせるような場所となるように磨き上げるためには、この時間を少し考えるべきと思っています。現行の一般質問で議員が話している時間と執行部が答弁している時間を少し検証する必要があると思っています。それを踏まえて70分という時間が適当なのか、あるいは、例えば、片道30分ずつであれば、1時間の枠でどういった効果があるのかなどを検討した上で決定していくべきと思っています。加えて、通告書で質問の意図がしっかり分かるようにということは、議長が以前から議員全体に通知していただいているところでもありますし、私自身はそれをしっかりと念頭に置きながら通告書を書いているんですけれども、なかなか浸透しきれない部分があり、正直に言って、執行部が困っている様子も見受けられるので、それらも一緒に踏まえて、一般質問の在り方を考えるべきかなと思っています。

宮本政志委員長 一般質問の在り方について、時間的な在り方と質的な在り方ということで、創政会として二つの意見がございました。ほかにもございますか。

笹木慶之委員 まず、時間の問題について申し上げます。今までは全体の時間が70分という形で来ていました。昔の話はあまりしてはいけませんが、



ある議会においては、執行部が長々と答弁して、ほとんど議員の質問がなかったという事例も実はあります。自由な意見を闘わせる場所がなくなってしまったということが昔にあったわけです。したがって、我々の会派とすれば、対等な立場で物を言えるような形でルール化したほうがいいんじゃないかということです。時間的なことをどうだとはあえて申し上げませんが、答弁の時間はやはり定めるべきだということです。執行部に長々と答弁してもらっては自分たちの思いがきちんと伝わらないということもあるので、制限時間を設けて制約したほうがいいんじゃないかということが実はありました。ただ、具体的にはまだまだ細かい問題がありますので、今後の問題としたいということです。もう1点はかねがね言っておりますが、我々の会派としても質問の趣旨をしっかりと理解してから答弁できるような一般質問に取り組んでいきたいと。したがって、詳細については、自分たちが受ける立場の中できちんと質問して、その答えを求めるという形を委員会としてやってほしいと。したがって、議場で質問する案件というのは、当然のこととして理解しながら、前進的な立場で議会運営をしたいということを我々の会派では取り組んでおります。とは言いながら、実態面とすればどういう形にすべきなのかは、あらかじめしっかり会派の中でテーマを絞って議論しておりますので、その辺についても御協力いただきたいなと思っております。取りあえずは以上です。

宮本政志委員長 各会派で持ち帰って、今、それぞれの会派の今日時点での御意見をいろいろと聞きました。一般質問の見直しの中の時間的なもの、あるいは質の問題、そして、執行部に関してはあまり踏み込むことは難しいかもしれません。先ほど、至誠一心会は対等な立場をルール化とおっしゃったので、その件に関しては次回以降の議論の中で、至誠一心会から、例えば、対等な立場をルール化するためにこのようにルール化したらどうかという御意見も多分出てくるでしょうから、これはもう少し議論を続けていかないといけないでしょうね。ただ、これがずるずると行くと、かなり先の定例会からというわけにはいきませんし、なるべく

早い定例会から変えていけるものは変えていこうという前提で、各会派に持ち帰っていただきたいと思います。先ほどの服装の自由化についても、一般質問は、議長以外の議員全員に一般質問する権利があり、質問する立場にあることですから、服装の自由化と同じく委員外議員に声をかけて、いろいろな御意見を聞いていこうと思っておりますので、その辺りもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）付議事項3、一般質問について、そのほか何か御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項3、一般質問については、また近いうちに議会運営委員会で議論していきますので、各会派の意見の集約をよろしくお願いいたします。続きまして、付議事項4、その他に入ります。委員の皆さんからその他について何かございますか。

伊場勇委員 議長から一般質問の件と一緒に、本会議場と委員会の質疑の在り方についても諮問がありました。本会議場での質疑は大綱的に行うということで、事柄の根本となる骨組みについて質問するべきだということで周知されていると思います。しかし、現状を見るとそうではなく、数字の確認などの質疑があり、ふさわしくないのではないかと考えています。委員会では一問一答のルールがあると思います。その上で執行部には議会側の質疑に対して答弁していただくわけですから、議会としても今一度それを明確にして、取り決めている部分もございますので、それは議会運営委員会が改めて念を押す形ではないかもしれませんが、ここでもう一度明確にすることが必要ではないかと会派内で話しているところです。

宮本政志委員長 伊場委員が言われたとおり、議長は、せんだって一般質問の在り方と、本会議、委員会等の質疑の在り方について議会運営委員会に諮問しておられます。議長、質疑の在り方について若干補足していただけたらと思うんですが、いかがですか。

高松秀樹議長 いつも言っているんですが、我々は言論の世界にいます。その

上で、まずは一般質問について協議してほしいということと、質疑について協議してほしいということをお願いいたしました。この質疑について、どういうことかをお話しします。御存じのように、本会議場の質疑としては、議案提案時の質疑があります。この質疑において、今の山陽小野田市議会の本会議場の議案提案時の質疑を見てみると、質疑はそもそも総括大綱的な質疑にとどめなさいとありますが、そのようになっていないと認識しておりますので、その辺の確認とか、また、委員長報告のときの質疑がありますが、その際も委員長が委員長自身の考え、経験、思い等を回答される場面が散見されております。そこもきちんと徹底すべきではないのかということ。また、委員長に対する質疑についても、内容や趣旨がよく分からない状況で質疑されるから、委員長も何を質疑されたか分からないという現象が生じておるのではないのかなと考えております。さらに、一般質問については先ほど委員から執行部の答弁が長くなる可能性があるかとありました。そのとおりなんです、議長はいわゆる議事整理権を持っておりますので、その辺もルールとして執行部の答弁も簡潔明瞭にすべきということをしっかり決めていただければ、私も注意ができます。逆に、これを決めると、私は議員側にも注意ができることとなりますので、質問も簡潔明瞭にしたほうがいいのではないのかなと。また、一般質問においても、例えば、自分の意見、持論を述べることに結構長い時間使われると先ほどありました。そういうことにも入り込んでいただきたいと思います。そして、一般質問をトータルで考えて、今の通告書で本当にいいのかどうか、通告書の変更によって、執行部サイドまたは市民サイドに対して何を質問したいのかが分かるようにすべきではないかと思っております。もう一つが、聞き取りをしていると思うんですが、結構な時間を使って聞き取りをされている議員がいらっしゃいます。その結果どうなっているかを見ると、いわゆる再質問に関する答弁も執行部が答弁書を読んでいるという状況が多々あります。私は、議長席からよく見えるのですが、そうなると、言い方は悪いんですが、いわゆる学芸会みたいになって、緊張感が欠如すると思います。そういうことも含めて、議会運営委員会の皆さんには、発言に

ついでの問題点を洗い出していただいて、その問題点を解決するにはどうしたらいいのかという議論をぜひしていただきたいと思います。

宮本政志委員長 今、議長から具体的な諮問がございました。非常に重要なものばかりでした。時間をかけるわけにはいかないと思いますので、各会派の皆さん、今、議長がおっしゃったこと、それから、それ以外のことでも質疑等に関係することは、会派内でしっかりと深い議論をしていただいて、また近いうちに議会運営委員会の中で議論して、早々に結論を出して、近い定例会からの一般質問となると9月定例会でしょうか、分かりませんが、なるべく早くやっていけるような形でやりたいと思います。委員の皆さんよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）委員の皆さん、そのほかはございませんか。（なし」と呼ぶ者あり）事務局、その他、別段よろしいですか。

岡田議会事務局議事係長 議会アドバイザーにつきまして、長内紳悟先生に継続して御指導いただく旨を御決定いただきました。こちらを5月1日に御決定いただきました。その後、同日付けで委嘱状をお送りしており、手続きが完了しましたので、この場で御報告させていただきます。以上です。

宮本政志委員長 事務局ほかによろしいですか。（うなづく者あり）議長、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、第22回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

午前11時18分 散会

---

令和6年（2024年）5月10日

議会運営委員長 宮本政志